

資料提供

(県 政)

河川の水質調査について

部局名 : 琵琶湖環境部
所属名 : 琵琶湖保全再生課
係名 : 水質・生態系係
担当者 : 寺内、赤崎
連絡先 : 077-528-3463

工場・事業場の対応について

琵琶湖環境部
環境政策課
環境管理係
上津、五十嵐
077-528-3365

湖南市の茶釜川での「PFOS及びPFOA」の調査結果について(第2報)

7月6日に公表した、湖南市の茶釜川で指針値を超える「PFOS及びPFOA」が検出されたことを受け、汚染範囲の把握や原因特定に向け実施した水質調査(2回目)の結果をお知らせします。

1. 水質調査結果(令和8年7月15日実施)

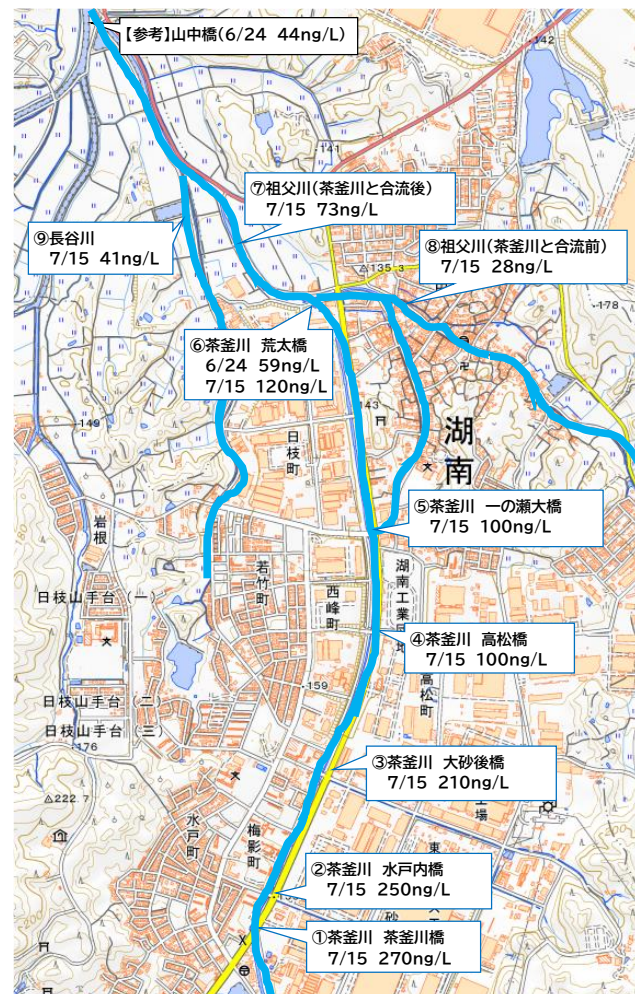
調査地点および調査結果 (単位:ng/L)

調査地点	PFOS 及びPFOA
①茶釜川 茶釜川橋	270
②茶釜川 水戸内橋	250
③茶釜川 大砂後橋	210
④茶釜川 高松橋	100
⑤茶釜川 一の瀬大橋	100
⑥茶釜川 荒太橋	120 (6/24 59ng/L)
⑦祖父川(茶釜川合流後)	73
⑧祖父川(茶釜川合流前)	28
⑨長谷川(祖父川合流前)	41

指針値(※):50ng/L

- 9地点の調査結果のうち、最上流の地点①において、最も高い値が検出されました。
地点①の下流では、数値がやや低下していますが、指針値を超えて検出されました。

(※)指針値とは、環境省が「水質汚濁に係る健康の保護に関する環境基準等」のうち、「要監視項目」として、公共用水域等の監視強化の観点から、目安となる値として定めたもの。



調査地点図(地理院タイルを加工して作成)

2. 県の対応状況

- 汚染範囲の把握および原因の特定に向けて、指針値を超過した調査地点(①～⑦)の上流および下流の河川等において、水質調査(3回目)を実施する予定です。
- 現在、茶釜川周辺の工場・事業場に対してPFOS等の使用履歴等に関するアンケート調査を実施しています。今後、これらの結果を踏まえて、茶釜川周辺の工場・事業場への立入調査等を実施する予定です。
- 今後の河川の水質調査結果等は、県HP「有機フッ素化合物(PFOS・PFOA 等)について」において随時、掲載します。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyoku/341666.html>

【参考】

PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)について

- 有機フッ素化合物の一種であり、現在は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、製造・輸入等が原則禁止されています。

(PFOSは平成22年(2010 年)から、PFOAは令和3年(2021 年)から原則禁止)

- 過去の主な用途

PFOS:半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火薬剤など

PFOA:フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤など

- 「PFOS及びPFOA」の基準等

国は令和2年5月 28 日、「PFOS及びPFOA」を、人の健康の保護に関する要監視項目^{※1}に位置付け、公共用水域における指針値を1リットルあたり 50 ナノグラム^{※2}(PFOSとPFOAの合算値)以下に定めました。

水質汚濁防止法では、指定物質^{※3}に指定されていますが、排水基準は設定されていません。

※1 人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された物質

※2 50ng/L とは、国が「PFOS 及び PFOA」が含まれた水を体重 50kg の人が一生涯にわたって、毎日2L飲用しても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられるレベルとして設定した値。

※3 水質事故等の発生時に直ちに流出防止等の応急の措置を講じるとともに、その事故の状況を県知事等に届出することが義務付けられている物質